

のぞみ園 利用契約書

（以下「利用者」という）と社会福祉法人聖隷福祉事業団（以下「事業者」という）は、利用者が児童発達支援センターのぞみ園（以下「施設」という）から提供される「児童発達支援センター」「放課後等デイサービス事業」「保育所等訪問支援」（以下「指定通所支援」という。）のサービスを受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（目的）

第1条 本契約は、児童福祉法並びに障害福祉サービス事業に係る関係法令の理念にのっとり、利用者がある能力及び適性に応じ、個々の尊厳を護るとともに、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が児童発達支援計画（以下「個別支援計画」という。）に基づき利用者に対して必要な児童通所支援サービスを適切に行うことを定めます。

（期間）

第2条 本契約の有効期間は、受給者証の支給決定期間と同じとし、利用者と事業者双方から申し出ない場合は、「児童発達支援」は就学時まで、「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」は18歳に達するまで、そのまま自動更新といたします。

2 就学に達して継続して利用を希望する場合は、就学児童用の利用契約を取り交わすこととします。

（個別支援計画）

第3条 事業者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、個別支援計画を作成します。

2 事業者は、個別支援計画の内容について利用者又はその保護者（以下「利用者等」という。）に対して説明し、文書により同意を得ることとします。

3 事業者は、個別支援計画作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも6ヶ月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者等に説明をし、文書により同意を得ることとします。

4 利用者等は、いつでも個別支援計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。

（事業の主たる対象とする障害の種類とサービス内容）

第4条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に記載している主たる対象とする障害種別の利用者に対して、同じく別紙「重要事項説明書」に記載しているサービス内容を提供します。

（利用料）

第5条 利用者等は、別紙「重要事項説明書」に記載する指定通所支援並びに指定障害福祉サービス等の給付費に対して、利用者負担額（厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から給付費の額を控除した額。「受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の1月の負担の上限額となります。）を事業者に支払います。なお、給付費の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますので、利用者等が直接支払う必要はありません。

2 利用者等は、別紙「重要事項説明書」に記載する給付費対象外サービス（実費）に対して、所定の料金を事業者に支払います。

3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者等の同意を得ることとします。

（利用料の支払い方法）

第6条 利用者等は、前条第1項及び第2項に定める額の合計額（以下「利用料金」という。）を月ごとに事業者に支払います。

2 事業者は、利用料金に係る請求書を、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに利用者等に送付します。

3 利用者等は、請求があった利用料金について、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに事業者に支払います。

4 事業者は、利用者等から利用料金の支払いを受けた時は、利用者等に領収証を交付します。

（説明義務）

第7条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明を行います。

（安全配慮義務並びに事故発生時の対応）

第8条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体への安全確保に配慮します。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の援助)

第9条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

- 2 前項のほか、事業者は、利用者の心身の状態が変化した場合は、保護者及びその保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(秘密の保持)

第11条 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。

- 2 事業者は、保育所・幼稚園並びに他の指定通所支援事業者・指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその保護者の同意を得ることとします。

(苦情解決)

第12条 利用者等は、事業者が提供するサービスに関して、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載する苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について、利用者等に文書で報告します。
- 3 事業者は、利用者等が苦情を申し立てたことを理由として、利用者に対し、不利益となるような対応はしません。

(契約の終了)

第13条 利用者等は、30日以上予告期間において文書で事業者に通知することにより、本契約を解除することができます。

- 2 前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、利用者等はただちに本契約を解除することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合
 - (2) 事業者が第12条に定める(秘密の保持)に違反した場合
 - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
 - (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合
- 3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者等に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、本契約を解除することができます。
- 4 前項にかかわらず、利用者等が次の各号に該当する場合には、事業者はただちに本契約を解除することができます。
 - (1) 利用者等が事業者に支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
 - (2) 利用者等が、故意又は重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
 - (3) 利用者等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。
 - (5) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
 - (6) 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合
 - (7) 利用者が死亡した場合。

(損害賠償)

第14条 事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとします。
- 3 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いませんとりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - (1) 利用者等が、契約締結時に利用者のその心身の状況及び病歴や行動障害等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - (2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生

した場合。

(協議事項その他)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法その他関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約の成立を証するために、本書を2通作成し、利用者、事業者が記名、捺印のうえ、各1通を所持するものいたします。

契約支給量 サービス名	契約日	※ 変更1	※ 変更2
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
児童発達支援			
放課後等デイサービス			
保育所等訪問支援			
上限管理事業所			

事業者名 社会福祉法人 聖隷福祉事業団

事業者住所 静岡県浜松市中区元城町 218 番地 26

代表者氏名 理事長 青木 善治 印

利用者等住所 _____

保護者氏名 _____ 印

児童氏名 _____

のぞみ園 重要事項説明書

この重要事項説明書は、当施設と利用契約を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び厚生労働省令第 78 条第 8 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容などを説明するものです。

□ 1 児童発達支援センター・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
代表者氏名	理事長 青木 善治
本部所在地（連絡先）	〒430-0946 静岡県浜松市中区元城町 218 番地 26 TEL 053-413-3300 Fax 053-413-3314
法人設立年月日	昭和 27 年 5 月 1 日

□ 2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	のぞみ園
事業の種類	児童発達支援センター 平成 26 年 1 月 1 日指定 放課後等デイサービス 平成 24 年 4 月 1 日指定 保育所等訪問支援 平成 27 年 3 月 1 日指定 (鹿児島県 4650002118 号)
事業所所在地（連絡先）	〒894-0007 鹿児島県奄美市名瀬和光町 41 番 3 号 TEL 0997-53-1718 Fax 0997-53-6776
所長・管理者	福崎 充
事業所の通常の事業実施地域	奄美市名瀬、龍郷町の地区とします。
事業所が行っている他の業務	指定特定相談支援・障害児相談支援 平成 26 年 4 月 1 日指定奄保福第 1186 号

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	指定通所支援（児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の提供、児童福祉法第 43 条に規定する児童発達支援センターの事業 65 条に規定する及び指定放課後等デイサービス事業及び児童福祉法 72 条に規定する指定保育所等訪問支援事業（以下「指定通所支援」といいます。）に基づき、保護者およびその児童（以下「ご利用者」といいます。）が、可能な限り地域における快適な生活を営めることを念頭に置いて、ご利用者に対し、日中活動支援、療育指導及び保護者への適切な子育て支援を行うことにより、保護者やそのご利用者が能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とします。
運営方針	①事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行います。 ②事業所の職員は、指定通所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者又はその保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。 ③事業者は、その提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。 ④事業者は、児童福祉法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準その他関係法令等を遵守して、指定通所支援を実施します。 ⑤指定通所支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、保護者の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

※ 事業所窓口の営業日及び営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯と利用定員については、別紙に記載しております。

(3) 職員の体制 [各サービス提供時間帯の職員体制] ※職員の配置は、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非 常 勤	備 考
1. 所長	2名以上	1名	
3. 児童発達支援管理責任者			
4. 指導員・保育士		2名以上	人員配置基準に準じて配置
5. 機能訓練担当		1名以上	機能訓練を実施する場合
6. 嘱託医師		1名	
7. 栄養士		1名以上	
8. 調理員		1名以上	
9. 訪問支援員		1名以上	

※強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置しています。

□ 3 当事業所の施設設備の概要 (当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。)

指導訓練室	3室
遊戯室	2室

※ その他、屋外遊技場、医務室、静養室、相談室、調理室、便所もあります。

□ 4 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「通所支援計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「通所支援計画」といいます。)を定めて、サービスを提供します。「通所支援計画」は、市町村が決定した介護給付費の「支給量」(「受給者証」に記載してあります。)と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「通所支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービスの区分及びサービス内容>

①日常動作訓練	日常生活の基本的動作習得を支援します。
②集団生活適応訓練	集団生活への適応力習得を支援します。
③創作的な活動の指導	ご利用者の心身等の状況に応じて、創作的な活動を支援します。
④給食の指導	日常生活における給食の指導を実施します。所得に応じて1食300円食材費+(食事加算有)をお支払いください。
⑤その他必要な介助	排泄の介助のほか、指定通所支援での活動をおこなうときに必要な介助を、ご利用者のご希望及び心身等の状況に応じて行います。
⑥ご利用者の送迎	ご利用者の自宅又は学校等と事業所間の送迎を行います。

(2) 利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、通常、サービス利用料金の9割が保険給付費の対象となります。事業者が保険給付費を代理受領する場合には、ご利用者の保護者は、利用者負担金としてサービス利用料金の1割を事業者にお支払いいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

☆ 1か月あたりの利用者負担額については、ご利用者が属する世帯の収入・資産に応じて月額上限額が設定され、それを超えて負担する必要はありません。詳しくは、お住まいの市町村役場の障害福祉担当係にお問い合わせください。

(3) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する費用のうちご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用は、通所給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記(2)及び(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払い下さい。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行

(5) 利用の中止、変更、追加

- ①利用予定日の前に、通所支援計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には利用予定日の実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ②市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ③サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

□ 5 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、ご利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(2) 受給者証の確認

「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」「障害支援区分」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに当事業所の職員にお知らせください。また、当指定通所支援事業所の職員より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

□ 6 サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、ご利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、通所支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) ご利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。)

□ 7 損害賠償保険への加入 当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	療育中全般の怪我

□ 8 守秘義務について

当事業所及び職員は、サービスを提供するにあたり知り得たご利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

□ 9 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

【事業者の窓口】	所在地 鹿児島県奄美市名瀬和光町 41 番 3 号
苦情受付窓口担当者 泰 綾子	連絡先 TEL 0997-53-1718/FAX0997-53-6776
苦情解決責任者(所長) 福崎 充	受付時間 月曜日から金曜日(9時から17時)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

奄美市役所福祉政策課障害福祉係	所在地 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 - 8 TEL 69 - 3025 Fax 52 - 2784 受付時間 午前 9 時～午後 5 時
福祉サービス運営適正化委員会 【事務局】 社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会 (利用支援センター)	所在地 〒890 - 8517 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号県社会福祉センター内 連絡先 TEL 099 - 286 - 2200 Fax 099 - 257 - 5707 E - mail tekisei@kaken-shakyo.jp 相談受付日 月曜日～金曜日(ただし、祝日・年末年始 12/29～1/3 を除く) 相談時間 9 : 00～16 : 00 (電話の場合) ただし、Fax・E - mail は 24 時間対応です。

□ 10.個人情報について

社会福祉法人 聖隷福祉事業団

のぞみ園 理事長 青木 善治 殿

私自身及び家族の個人情報については、サービス計画等に沿って円滑にサービスを提供する為に実施される事業所内におけるサービス等会議、貴事業所以外との私の利用するサービスに係る指定通所支援事業者等及び医療施設及び行政その他関係事業者への連絡調整において必要な場合、緊急時における情報提供等、必要最小限の範囲において個人情報を提供・使用することに同意いたします。

□ 11. 重要事項説明について

指定通所支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

〔事業者〕所在地 静岡県浜松市中区元城町 218 番地 26

名称 社会福祉法人 聖隷福祉事業団

代表者 理事長 青木 善治

説明者職名	
氏名	印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。また、指定通所支援の提供開始及びサービス担当者会議等において個人情報をを用いることについて同意します。

令和 年 月 日

利用者等住所	
保護者氏名	
児童氏名	

□ 1. 事業所窓口の営業日及び営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯と利用定員

※ 下記事業の営業日等が変更となる場合は、担当者の文書による改定の説明をいたします。

①児童発達支援センター

営業日	月曜日から金曜日までとする。(祝日、年末年始除く)
営業時間	月～金 8時15分～18時00分
サービス提供時間	月～金 8時15分～15時30分
定員	25名とする。

②放課後等デイサービス（授業終了後に行う場合）

営業日	月曜日から金曜日までとする。(祝日、年末年始除く)
営業時間	月～金 8時15分～18時00分
サービス提供時間	月～金 13時30分～18時00分
定員	20名とする。

③放課後等デイサービス（休業日等に行う場合）

営業日	月曜日から金曜日までとする。(祝日、年末年始除く) ※土曜日の営業日は、土曜日とする
営業時間	月～金 8時15分～17時15分
サービス提供時間	月～金 9時00分～17時00分
定員	20名とする。

④保育所等訪問支援

営業日	月曜日から金曜日までとする。(祝日、年末年始除く)
営業時間	月～金 8時30分～17時30分、
サービス提供時間	月～金 8時30分～17時30分

1. 児童発達支援事業 (定員 25 名)

(2021年4月～)

サービス 提供区分	児童発達支援		
	利用料	利用者負担額	
医療的ケア児 (32 点以上) の場合	30,860 円/回	3,086 円/回	
医療的ケア児 (16 点以上 32 点未満) の場合	20,860 円/回	2,086 円/回	
医療的ケア児 (16 点未満) の場合	17,530 円/回	1,753 円/回	
上記以外の場合	10,860 円/回	1,086 円/回	
加算	利用料	利用者 負担額	算定回数等
児童指導員等加配加算 1 回利用ごとに	620 円	62 円	理学療法士等
	410 円	41 円	児童指導員等
	300 円	30 円	その他の従業者の場合
専門的支援加算	620 円	62 円	理学療法士等の場合
	410 円	41 円	児童指導員等の場合
家庭連携加算 (月 4 回を限度)	1,870 円	187 円	1 時間未満
	2,800 円	280 円	1 時間以上
事業所内相談支援加算 (I)	1,000 円	100 円	月 1 回まで
事業所内相談支援加算 (II)	800 円	80 円	月 1 回まで
食事提供加算 (I)	300 円	30 円	1 回利用ごとに (市町村の決定による)
食事提供加算 (II)	400 円	40 円	1 回利用ごとに (市町村の決定による)
利用者負担上限管理加算	1,500 円	150 円	
福祉専門職員配置等加算	60 円～150 円	6 円～15 円	いずれかを 1 日につき加算
栄養士配置加算	(I) 370 円	37 円	いずれかを 1 日につき加算
	(II) 200 円	20 円	
欠席時対応加算	940 円	94 円	月 4 回を限度
特別支援加算	540 円	54 円	
強度行動障害児加算	1,550 円	155 円	
個別サポート加算	(I) 1,000 円	100 円	
	(II) 1,250 円	125 円	
医療連携体制加算 I	320 円	32 円	医療的ケアを必要としない児に対する看護 (1 時間未満)
医療連携体制加算 II	630 円	63 円	医療的ケアを必要としない児に対する看護 (1 時間以上 2 時間未満)
医療連携体制加算 III	1,250 円	125 円	医療的ケアを必要としない児に対する看護 (2 時間以上)
医療連携体制加算 IV	4,000～8,000 円	400～800 円	医療的ケアを必要とする児に対する看護 (4 時間未満)
医療連携体制加算 V	8000～1,6000 円	800～1600 円	医療的ケアを必要とする児に対する看護 (4 時間以上)
医療連携体制加算 VI	5,000 円	500 円	
医療連携体制加算 VII	1,000 円	100 円	
延長支援加算	610 円	61 円	1 時間未満
	920 円	92 円	1 時間以上 2 時間未満
	1,230 円	123 円	2 時間以上
関係機関連携加算	(I) 2,000 円	200 円	
	(II) 2,000 円	200 円	
保育・教育等移行支援加算	5,000 円	500 円	
福祉・介護職員処遇改善加算 I	所定単位数 の 81/1000	左記の 1 割	児童発達支援利用合計単位数の 81/1000
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位数× 10/1000		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数× 13/1000		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数× 10/1000		

2. 放課後等デイサービス事業（定員 20 名）

（2021 年 4 月～）

サービス 提供区分		放課後等デイサービス		
		利用料	利用者負担額	
【授業終了後に行う場合】				
医療的ケア児（32 点以上）の場合	区分 1（3 時間以上）	24,020 円/回	2,402 円/回	
	区分 2（3 時間未満）	23,930 円/回	2,393 円/回	
医療的ケア児（16 点以上 32 点未満）の場合	区分 1（3 時間以上）	14,020 円/回	1,402 円/回	
	区分 2（3 時間未満）	13,930 円/回	1,393 円/回	
医療的ケア児（16 点未満）の場合	区分 1（3 時間以上）	10,690 円/回	1,069 円/回	
	区分 2（3 時間未満）	10,600 円/回	1,060 円/回	
上記以外の場合	区分 1（3 時間以上）	4,020 円/回	402 円/回	
	区分 2（3 時間未満）	3,930 円/月	393 円/月	
【休業日に行う場合】				
医療的ケア児（32 点以上）の場合	基本単価	24,800 円/回	2,480 円/回	
医療的ケア児（16 点以上 32 点未満）の場合	基本単価	14,800 円/回	1,480 円/回	
医療的ケア児（16 点未満）の場合	基本単価	11,470 円/回	1,147 円/回	
上記以外の場合	基本単価	4,800 円/回	480 円/回	
加算	利用料	利用者 負担額	算 定 回 数 等	
児 童 指 導 員 等 加 配 加 算	500～1,250 円/回	50～125 円/回	1 回利用ごとに	
専 門 的 支 援 加 算	1,250 円/回	125 円/回	1 回利用ごとに	
家 庭 連 携 加 算 （ 月 4 回 を 限 度 ）	1,870 円	187 円	1 時間未満	
	2,800 円	280 円	1 時間以上	
事 業 所 内 相 談 支 援 加 算 （ 月 1 回 を 限 度 ）	1,000 円	100 円	（Ⅰ）個別の対応	
	800 円	80 円	（Ⅱ）グループの対応	
利 用 者 負 担 上 限 管 理 加 算	1,500 円	150 円	月 1 回を限度	
福 祉 専 門 職 員 配 置 等 加 算	60 円～150 円	6 円～15 円	いずれかを 1 日につき加算	
欠 席 時 対 応 加 算	940 円	94 円	（Ⅰ）月 4 回を限度	
	940 円	94 円	（Ⅱ）急病等により、サービス提供時間が 30 分以内の場合	
特 別 支 援 加 算	540 円	54 円		
強 度 行 動 障 害 児 加 算	1,550 円	155 円		
個 別 サ ポ ー ト 加 算	1,000 円	100 円	（Ⅰ）著しく重度及びケアニーズの高い児への支援	
	1,250 円	125 円	（Ⅱ）虐待等の要保護・要支援児への支援	
医 療 連 携 体 制 加 算 I	320 円	32 円		
医 療 連 携 体 制 加 算 II	630 円	63 円		
医 療 連 携 体 制 加 算 III	1,250 円	125 円		
医 療 連 携 体 制 加 算 IV	4,000～8,000 円	400～800 円		
医 療 連 携 体 制 加 算 V	8,000～16,000 円	800～1,600 円		
医 療 連 携 体 制 加 算 VI	5,000 円	500 円		
医 療 連 携 体 制 加 算 VII	1,000 円	100 円		
送 迎 加 算	540 円	54 円	片道につき	
延 長 支 援 加 算	610 円	61 円	1 時間未満	
	920 円	92 円	1 時間以上 2 時間未満	
	1,230 円	123 円	2 時間以上	
関 係 機 関 連 携 加 算 I・II	2,000 円	200 円		
保 育・教 育 等 移 行 支 援 加 算	5,000 円	500 円		
福 祉・介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 I	所定単位数 の 84/1000	左記の 1 割	合計単位数の 84/1000	
福 祉・介 護 職 員 等 特 定 処 遇 改 善 加 算（Ⅰ）	所定単位数× 13/1000			
福 祉・介 護 職 員 等 特 定 処 遇 改 善 加 算（Ⅱ）	所定単位数× 10/1000			

3. 保育所等訪問支援事業

(2021年4月～)

サービス提供区分	保育所等訪問支援					
	利用料	利用者負担額				
保育所等訪問支援	基本	10,350円/回	1,035円/回			
加 算		利用料	利用者負担額	算 定 回 数 等		
初	回	加	算	2,000円	200円	
家 庭 連 携 加 算 月 2 回 を 限 度				1,870円	187円	1時間未満
				2,800円	280円	1時間以上
利 用 者 負 担 上 限 管 理 加 算				1,500円	150円	月1回
専 門 職 員 が 支 援 を 行 う 場 合				6,790円	679円	1回につき
特 別 地 域 加 算				所定単位数 の15/100		
福 祉 ・ 介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 (I)				所定単位数 の81/1000		
福 祉 ・ 介 護 職 員 処 遇 改 善 特 別 加 算				所定単位数 の11/1000		
福 祉 ・ 介 護 職 員 等 特 定 処 遇 改 善 加 算				所定単位数 の11/1000		